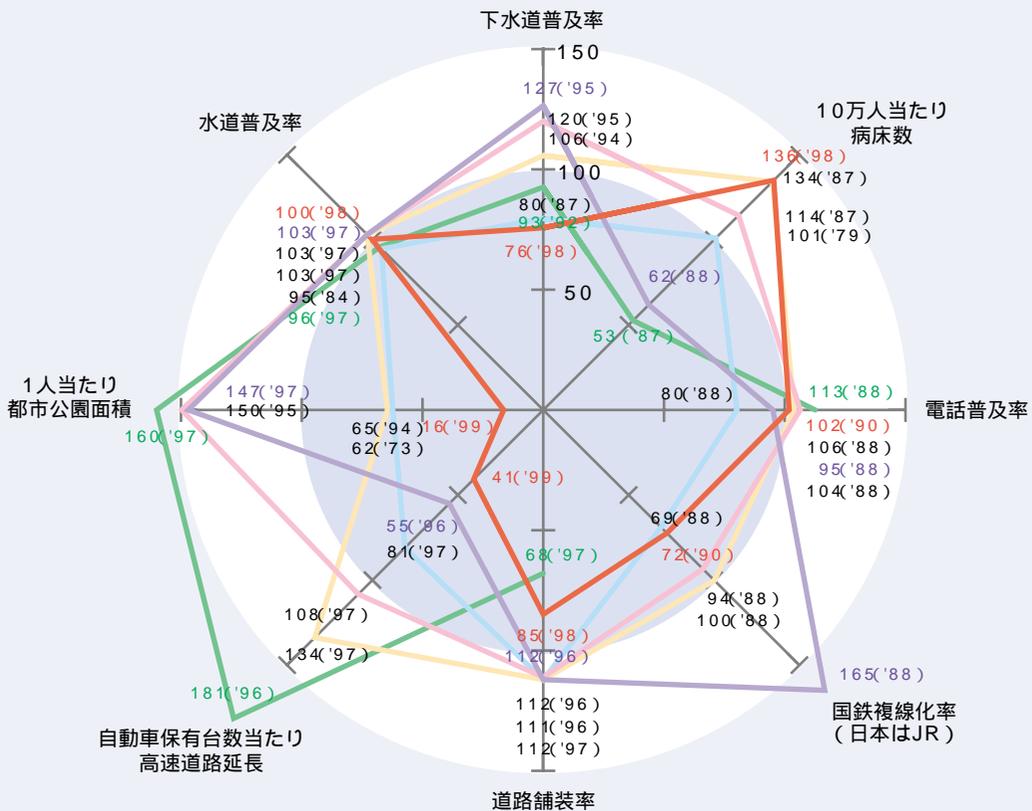


5 社会資本の整備

1. 社会資本整備と公共事業

社会資本整備状況の国際比較



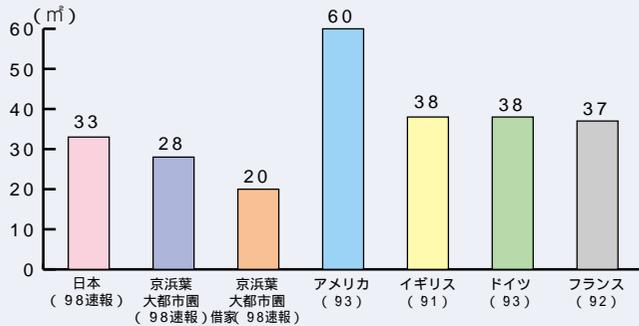
(注) 1. 数値は日・英・独・仏・伊・米6カ国の平均を100とした場合の指数。
 2. ()内は調査年。
 3. 1人当たり都市公園面積は、東京23区、ロンドン、ベルリン、パリ、ローマ、ニューヨークの数値による。

資料出所：建設省等

わが国は、急速な経済成長により、消費や投資などフローの面では世界のトップクラスにランクされるに至ったが、国民生活においてはゆとりや豊かさが十分実感されているとは言いがたい。その原因のひとつは社会資本などストック面での整備の立ち遅れにある。人口の高齢化が進む中、必要とされる社会資本の早期充実が望まれる。

都市インフラの問題点

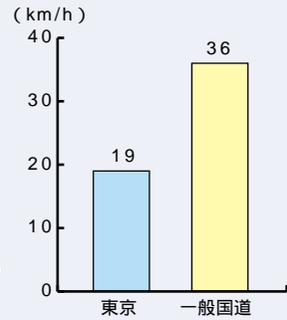
一人当たり住宅床面積



(注) 壁心換算値。ただし、アメリカは長屋建て・共同住宅を含まない。

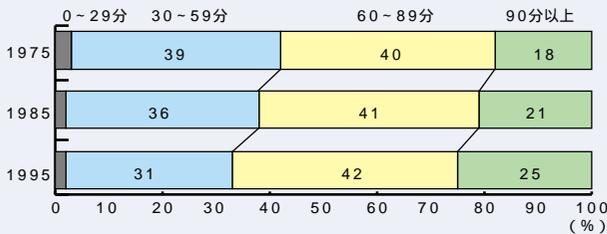
資料出所：建設省等

平均旅行速度



資料出所：建設省

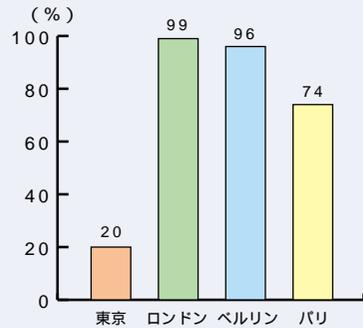
都心3区への通勤・通学時間



(注) 都心3区は千代田区、中央区、港区

資料出所：運輸省「大都市交通センサス」

環状道路の整備状況

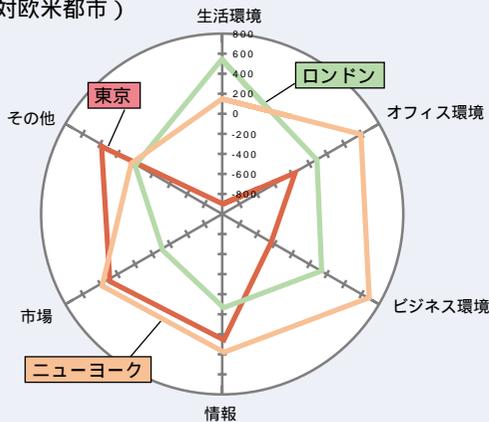


(注) 首都圏における環状道路の整備について今後概ね10年以内に整備を進める区間等の供用により、圏央道内側の渋滞ポイントの約6割が解消され、走行時間の短縮、走行経費の減少等による便益(直接効果)は年間約2兆円と推定される。

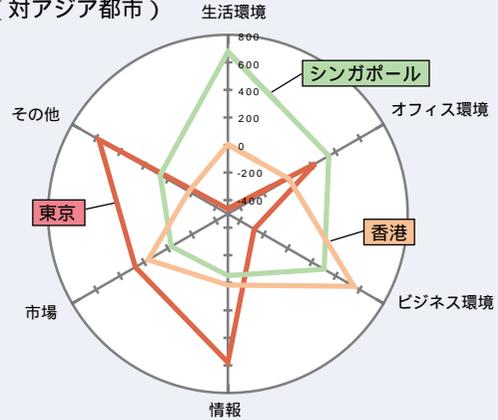
資料出所：建設省

東京の国際競争力

(対欧米都市)



(対アジア都市)



(注) 東京都の外資系企業へのアンケート調査(94年実施)による。「ビジネス環境」は経営コスト、空港へのアクセス等

大都市では、インフラ整備の遅れが効率的な経済活動や快適な都市生活を妨げている。また、国際都市としての機能の不備も指摘されている。大都市インフラ整備の一層の推進が望まれる。

公共事業予算の推移



- (注) 1. 補正予算による公共事業費追加は、93年度は3回、94年度、95年度及び98年度は2回行われた。99年度と2000年度の当初予算には予備費5,000億円を含む。2000年度は当初予算のみ示す。
 2. 地方単独事業は、近年、地方財政の悪化を背景に計画額を大幅に下回る状況が続いている。(98年度の場合、計画額19.3兆円に対して実績は14.6兆円)

資料出所：大蔵省、自治省

90年代前半は、予算編成に当たって、社会資本整備のための長期ビジョンである「公共投資基本計画」(91年～2000年の投資規模430兆円。その後改訂され95年～2004年で630兆円に増額)に沿って公共事業重視の姿勢が打ち出された。その後、財政の悪化に対応して97年秋に成立した財政構造改革法に沿って、98年度当初予算は厳しく抑制された。しかし、経済危機の深刻化により政府は政策転換を余儀なくされ、わずか半年で財政法を改正、その後凍結し、景気刺激、金融安定化に向けて財政を積極化した。2000年度予算は当初比では横這いだが、補正後比では大幅減である。

中小企業向け官公需契約率の推移

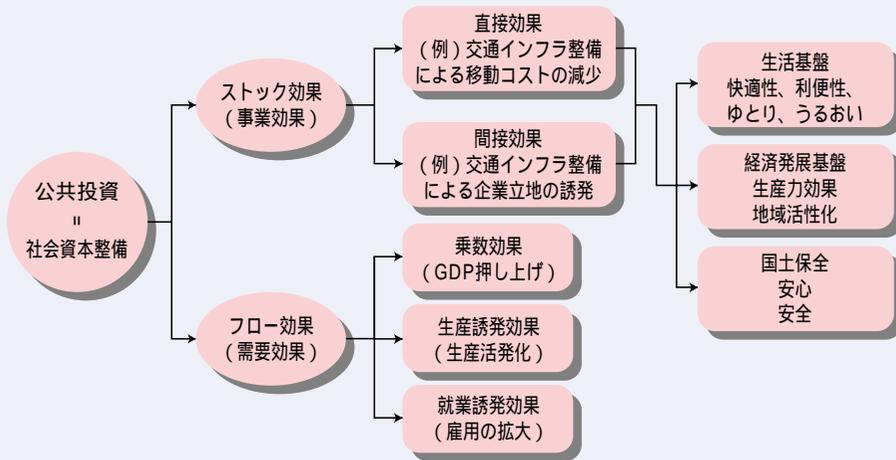


- (注) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)に基づき、政府は中小企業向け官公需(建設を含むサービス、物品の調達)の契約目標を毎年定めている。[契約率=中小企業契約額/総契約額]
 中小企業(建設業の場合): 資本金1億円以下(99年12月3日以降は3億円以下)、従業員300人以下

資料出所：建設省

公共事業の執行に当たっては、従来から中小企業の受注機会確保の措置がとられているが、近年、不況の深刻化を背景に中小企業優先の度合いが一層強まっている。一方、こうした動きに対しては、発注工事細分化による非効率等の問題点が指摘されている。

公共投資の効果



資料出所：建設経済研究所

公共投資（社会資本整備）は、直接的、間接的に国民生活の向上と経済社会の発展に多様な効果をもたらしている。近年、公共投資についての議論が活発に行われているが、こうした多様な効果を踏まえて総合的に考察していく視点が求められる。

公共事業の範囲

| | 用地費・補償費 (イ) | 建設関連 | | | | 調機・達・開船・運船 (ヘ) | 97年度統計値 (兆円) |
|--------------------|-------------|---------|-----------|-------------|-----------|----------------|--------------|
| | | 事務費 (ロ) | 委託試験費 (ハ) | 管繕費・宿舎費 (ニ) | 付帯工事費 (ホ) | | |
| 公共事業費 (国全体) (A) | | | | | | | 45.8 |
| 公的固定資本形成 (B) | | | | | | | 39.2 |
| 政府建設投資 (C) | | | | | | | 34.7 |
| 前払金保証統計・請負金額 (D) | | | | | | | 23.7 |
| 公共工事着工統計・請負額 (E) | | | | | | | 15.9 |
| 建設工事受注統計・官公庁工事 (F) | | | | | | | 5.9 |

- (注) 1. 表は公共事業予算の区分により主要な統計の主たる相違点を示すが、事業主体の範囲についても統計間に若干の相違がある。
 2. (A)の97年度値は「行政投資」(自治省)による。
 3. (D)(E)(F)は請負業者を調査対象とした統計。
 (D)(E)はカバー率に相違がある。(F)の97年度値は日建連会員64社による。
 4. 公共工事として建設業者に発注される部分は(ニ)および(ホ)である。

資料出所：自治省(A) 経済企画庁(B) 建設省(C,E) 保証事業者協会(D) 日建連(F)

公共事業の量的尺度としては、予算の他に、投資、着工等把握するベースによって様々な統計があり、それらが示す公共事業の範囲には相違がある。

2. 民間の力の活用

新たな入札・契約方式

| 従 来 | 総合評価方式 | 新たな入札・契約方式 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 価格のみの競争により落札者を決定 | 価格以外の工期、安全性等を重視すべき工事を対象として、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定 | |
| 設計と施工を分離して発注することが原則 | 設計・施工一括発注方式 特殊な施設等について、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者等が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当な工事を対象として、概略の仕様に基づき、設計と施工を一括して発注 | |
| 発注者の示す設計図書に基づいて入札 | 入札時VE 価格競争型 民間において施工方法等に関して固有の技術を有する工事等を対象として、入札時に設計図書による施工方法等の限定を少なくし、指定されない部分についてコスト削減可能な技術提案を受け付け、提案に基づいて入札 | |
| 受注者は設計図書に従って施工 | 契約後VE 主として施工段階における現場に即したコスト削減可能な技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、技術提案を受け付け、設計図書と契約額を変更。その際、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払う | |

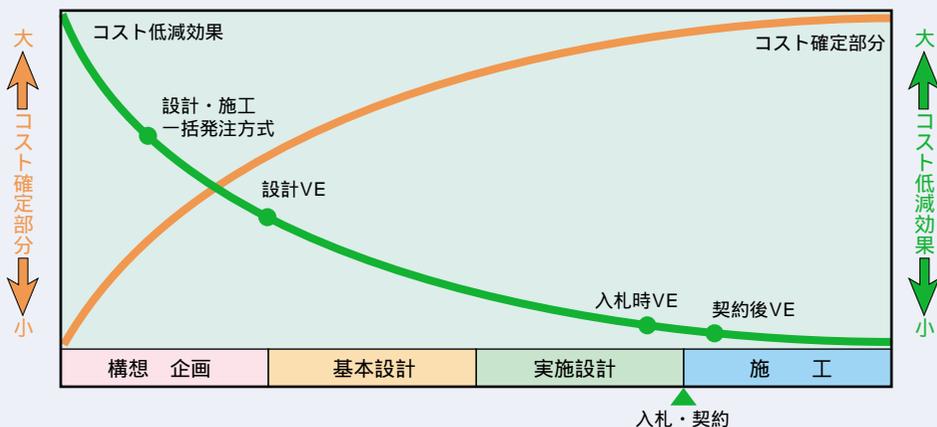
(注) VE (Value Engineering) とは、目的物の機能を低下させずにコストを低減する、または同等のコストで機能を向上させるための技術。建設工事におけるVEは、実施する段階に応じて、設計VE、入札時VE、および契約後VEに分類される。

資料出所：中央建設業審議会

財政逼迫が深刻化する中、公共事業の効率化が重要な課題となっている。政府は、公共工事のコスト削減対策（97～99年度の3年間で10%以上のコスト削減を目指す）を実施するとともに、より一層の効率化に当たっては建設会社等民間の総合力を広く活用することが重要であるとの認識から、公共工事の入札・契約方式の多様化を図り、対象工事の特性等に応じて民間の技術力が発揮されるような新たな方式を採用することとした。

また、公共工事の効率化に関しては、建設 CALS / EC（公共事業支援統合情報システム）構築の動きが注目される。2004年度までに直轄工事での導入が予定されており、電子化された情報の活用により、事業執行業務の効率化、コスト削減、品質向上等の成果が期待される。

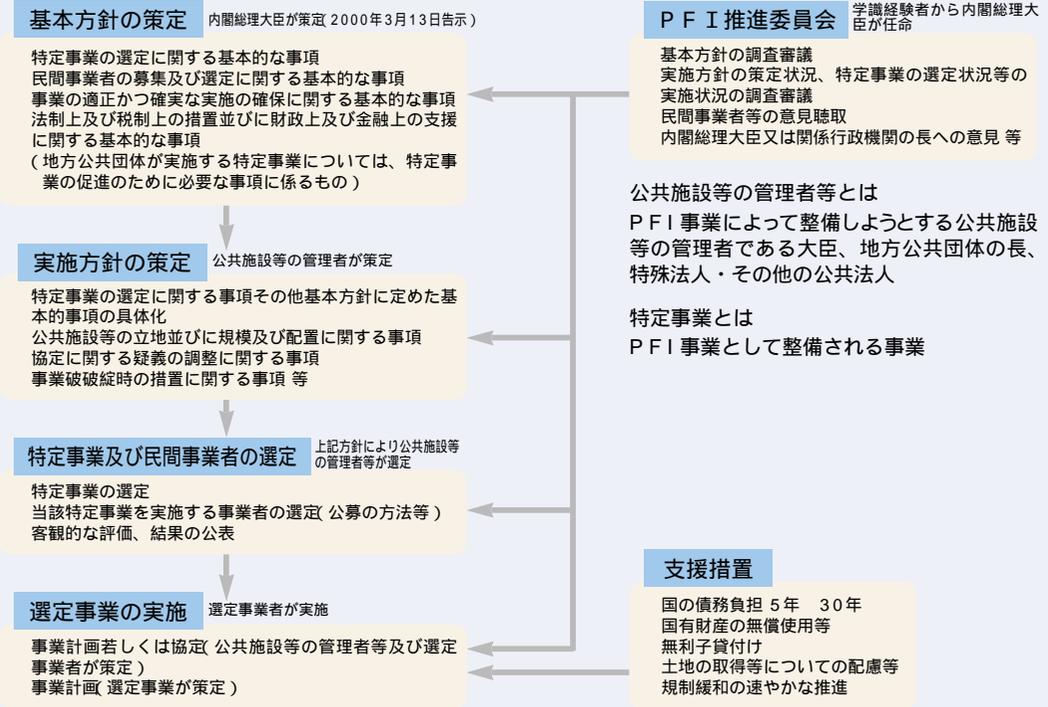
発注方式とコスト低減効果



資料出所：建築業協会「建築コスト低減と環境整備」（98年3月）

建築工事の場合、コストの8割強は企画・設計段階で決まると言われている。従って、民間の技術力の活用については、建設の初期段階で行うことがコスト低減の点でより効果的である。

PFI法の構成



民間の資金やノウハウの活用手法であるPFI(Private Finance Initiative)に対する関心が、近年、急速に高まっている。制度面では、99年9月のPFI法施行をうけて2000年3月に基本方針が定められる等、事業推進のための環境が整いつつある。いくつかの県や市では具体的なプロジェクトに着手しており、PFI導入の流れは地方自治体を中心に大きな広がりを見せ始めている。

PFI事業スキームの一例

